

二宮町ふれあい農園設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の荒廃化防止と、町民の耕作による健全な余暇利用を推進するために、設置する二宮町ふれあい農園（以下「農園」という。）の利用について必要な事項を定める。

(名称及び位置等)

第2条 農園の名称及び位置は次のとおりとする。

(1) 名称 二宮町ふれあい農園

(2) 位置 二宮町山西字大谷戸 1299 番 1 外 15 筆

2 農園の1区画あたりの面積は、20平方メートルから35平方メートルとする。

(利用期間)

第3条 農園を利用できる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、利用期間の中途から利用する場合には、その残余期間とする。

2 利用期間は、第9条に定める事項のほか、町長又は利用者のどちらかより、解約を申し出ない限り、利用期間を更新できるものとする。

(利用料)

第4条 利用料は、区画面積の平方メートルあたり（端数切捨て）、年額100円の利用料とし、町長が指定する期日までに納付しなければならない。利用期間の中途より利用を開始する場合についても、同額とする。

2 すでに納付された利用料は返還しないものとする。

(利用の申込み)

第5条 農園を利用できる者は、本町に住民登録をしている者とする。

2 農園を利用できる区画は、1人1区画とする。ただし、農園の利用区画に空きがある場合においては、1人2区画まで利用することができる。

3 農園を利用しようとする者は、二宮町ふれあい農園利用申込書兼誓約書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(利用者の決定)

第6条 町長は、前条の申込書兼誓約書を受理したときは、内容を審査し、利用者を決定するものとする。

2 町長は、決定した利用者に対し、二宮町ふれあい農園利用決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（利用方法）

第7条 農園で栽培できるものは、野菜及び草花とする。

2 利用に要する水や種苗、資材、農機具等は、利用者が負担するものとし、発生したゴミや残さ等は、利用者が持ち帰り処分するものとする。

3 利用者は、利用区画及び通路等の共有部分の清掃、並びに除草及び整理整頓に努めるものとする。

4 農薬の使用にあたっては、取扱い説明書及び使用期限を守り、周囲への飛散や残留に十分注意して行うものとする。

（禁止行為）

第8条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 農園内に工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的とした利用をすること。
- (3) 法令に違反する作物を栽培すること。
- (4) 第三者に利用させること。
- (5) 近隣の土地や指定区画以外にみだりに立ち入ること。
- (6) 近隣や他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) その他、農園の管理、運営に支障がある行為をすること。

（利用の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の農園の利用を取消することができる。

- (1) 利用者が前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 利用者が農園の利用を不正に申し込んだことがわかったとき。
- (3) 利用者が町民でなくなったとき。
- (4) 利用者から利用辞退の申し出があったとき。
- (5) 利用者が利用料を支払わないとき。
- (6) 利用者が正当な理由なく耕作及び除草等の管理をせず、1か月以上放置したとき。
- (7) 天災や、農園地権者の都合等、農園の運営にあたって、特別な事情が生じたとき。

（農園の返還）

第10条 利用者は、前条の規定により利用を取消された場合、速やかに利用区

画を原状に復し、返還しなければならない。この場合において、これにともなう立退き料及び代替用地の請求は、一切できないものとする。

- 2 前項の義務を履行しない場合は、農作物及び資材等を利用者の承諾なしに、移動及び処分できるものとする。なお、町長はこれに要した費用を利用者に請求できるものとする。

(損害賠償等)

第 11 条 町長及び農園地権者は、農園利用にともなう利用者の傷病や疾病、農作物、資材等の盗難や事故、天災等、あらゆる損害に対する責任を負わないものとする。

- 2 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、農園をき損したときは、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(二宮町ふれあい農園設置要綱の廃止)

- 2 二宮町ふれあい農園設置要綱（昭和 60 年 1 月 11 日公表）は、廃止する。